

令和7年度
第1回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年4月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和7年4月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和7年4月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和7年4月25日 13時30分			議長	三浦美恵子
	閉会	令和7年4月25日 13時56分			議長	三浦美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	▲
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
10	阿 部 正 光	○				

議事録署名委員	議席番号 17番	伊藤 始	議席番号 18番	松村勝彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	高橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	松尾 竜也		
	農地調整係主任	恩賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号14番中村一彦委員、仕事のため、欠席との連絡を頂いております。以上1名の欠席となっており、現在の出席委員は19名中18名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号17番 伊藤始 委員と議席番号18番 松村勝彦 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第1回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第1回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年4月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和7年度第1回総会について

3項目め。令和7年度農業委員会事務局職員体制について

4項目め。令和7年度主要事業概要及び農業委員会予算について

以上、4項目の内容について、事務局から説明を行いましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より「3項目め」の説明を行う事としております。

なお、1項目めで出された意見内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、5月9日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和7年度「農地の日」の取り組みについて

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

5情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和7年度第1回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和7年4月25日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の6ページをご覧ください。

令和7年3月26日から令和7年4月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる2番までは先月の総会内容、まる3番は12月の総会内容となります。まる4番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる5番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は4月16日の水曜日でございます、9件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の15番委員三浦 隆委員、農業委員の16番委員工藤嘉充委員、推進委員の西根南地区の7番委員工藤章夫委員、推進委員の安代地区の5番委員種市新一委員、推進委員の松尾地区の7番委員館柳順吉委員の5名でございます。

また、事務局からは高橋事務局長と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をも

って割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、まる6番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和7年3月16日から令和7年4月15日までの間で、あっせんの申出は8件となっております。

続きまして、まる7番の農用地利用集積等促進計画に係る契約期間始期の遅延について報告いたします。令和7年4月8日に公告される農用地利用集積等促進計画について、事務局の勝手により、5月9日に遅延することとなりました。今後はこのようなことがないよう、事務局内での確認体制の強化に努めてまいります。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件です。

関係資料1ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

議案の説明に入る前に農地法第3条の概要を説明します。

農地法第3条とは、農地を農地のまま 売買、贈与など 行い、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

申請番号1：平館第21地割1、田、498㎡を含む4筆1,855㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで 譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 2 : 山口 76-1、田、2,058 m²を含む 2 筆 2,538 m²です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで 譲渡人が保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号 3 : 野駄第 1 地割 53-6、畑、3,588 m²を含む 27 筆 61,575 m²です。

親子間の贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで子である譲受人が経営移譲を受け、水稻および野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の 3 ページ以降に申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員 種市新一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（種市新一委員）

推進委員の種市新一です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 平館駅を中心に約 970m 以内に点在にしています。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、安代 IC から北東へ約 2.3km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、松尾八幡平 IC から西へ約 3 km 以内に点在しています。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法の適用外証明の概要を説明いたします。

適用外証明とは、現況が農地以外となっている土地について、その土地の所有者からの申請に対し農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。

農業委員会が証明できる範囲としては、現況が農地以外となつてから20年以上経過した土地で農地への現状復旧が 困難である場合 などであり、

農地以外への地目の変更登記には、農業委員会の適用外証明が必要となります。

それでは、議案の6ページをご覧ください。今月の申請は5件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1：大更第23地割74-2、畑、348㎡です。現況は、山林化しています。

申請地は、管理していた父が高齢で耕作できなくなり 昭和50年ころから放置していたということです。

申請番号2：平館第11地割11-9、畑、213㎡を含む2筆311㎡です。現況は、雑種地化しています。申請者は、被相続人である祖父が入院後、耕作できなくなり、死亡後は放置していたということです。

申請番号3：帷子第16地割54-57、畑、1,859㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、農地法について知らず昭和40年頃にカラマツを植林したということです。

申請番号4：松尾寄木第1地割291-1、田、1,128㎡を含む10筆16,731㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、遠方在住であることから耕作できず 平成12年ころから放置していたということです。

申請番号5：松尾寄木第13地割104-1、畑、3,398㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、申請地が遠方にあり、耕作不便であるため 平成10年ころから放置していたということです。

次の7ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員 種市新一委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（種市新一委員）

推進委員の種市新一です。

申請番号1番ですが、位置は西根中学校から南へ約500mの地点です。現況は、山林化しておりました。

申請番号2番ですが、位置はJR平舘駅から南東へ約100mの地点です。現況は、雑種地化しておりました。

申請番号3番ですが、位置は西根第一中学校から東へ約1.7kmの地点です。現況は、山林化しておりました。

申請番号4番ですが、位置は柏台小学校を中心に約5.3km以内に点在しております。現況は、山林化しておりました。

申請番号5番ですが、位置は岩手山サービスエリアから北西へ約2.5kmの地点です。現況は、山林化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすること

に決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農用地利用集積等促進計画について 概要を説明いたします。

農用地利用集積等促進計画とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地中間管理機構である岩手県農業公社が、所有者から農地を借り受け、または買い受け、耕作者へ貸し付ける、または売り渡す 計画のことです。

また、今月から議案の様式が変更となり、全て農地中間管理機構を介した申請となっておりますが議案には「権利の設定を受ける者」と「権利を設定する者」のみを記載することとし、あわせて、従来別表としていた筆別明細も議案に組み込む形となりましたので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定21件、使用貸借権設定18件の合計39件で、全件新規の申請です。所有権移転はございません。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～11番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号12番～17番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号18番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号19番～21番は 安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号22番～29番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号30番～33番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号34番～36番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号37番～39番は 安代地区に係る申請です。

各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号10番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号16番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(16番 工藤嘉充 委員 退席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号10番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (三浦会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号10番の案件を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (三浦会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長)

よって、申請番号10番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号16番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(16番 工藤嘉充 委員 着席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号10番を除く議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員 (松村委員)

はい。

議長 (三浦会長)

はい、松村さん。

18番委員 (松村委員)

18番松村です。35番のやつなんですけれどもちょっと教えて下さい。35番は使用貸借権設定になってますよね、頭は。

次のページ貸借借になってるんですよね、貸借借なら金額付きますよね。消さないだけかな。その次のページの左の所も、消し忘れですか。35番の24ページの頭。

事務局（恩賀主任）

事務局回答いたします。消し忘れではなくて記入ミスでございます。全てこちらの申請は使用貸借権設定となっております。申し訳ございませんでした。

議長（三浦会長）

ほかに質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 10 番を除く議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号 10 番を除く議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時56分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦労様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年5月23日

会 長 _____

17 番委員 _____

18 番委員 _____

令和7年度

第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和7年4月25日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第1回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会